



社協だより

社会福祉法人 木曾町社会福祉協議会
長野県木曾郡木曾町日義1600番地1
TEL0264-26-1116 FAX0264-26-2073



E-mail : info@kisomachi-shakyo.or.jp HP : <http://www.kisomachi-shakyo.or.jp>

2月号

令和4年2月25日発行

木曾福島支所	福島6305番地	24-3777
日義支所	日義1600番地1	26-2283
開田支所	開田高原末川2797番地	42-3388
三岳支所	三岳6311番地	46-2117



福祉車両貸出サービス 車両更新しました！

福祉車両貸出サービスで使用する車両を、老朽化により更新いたしました。福祉車両貸出サービスは、車いすを使用する方の外出を支援するため福祉車両を貸し出しする事業です。運転手の確保が必要になりますが、どなたでもご利用いただけますので、必要な方はご利用ください。

詳しいご利用方法は、木曾町社協のホームページでもご確認いただけます。

<福祉車両貸出サービスのご利用方法>

福祉車両貸出サービスは、木曾町内にお住まいで下肢等が不自由なため、移動することが困難な方の生活支援として、福祉車両を貸し出しするサービスです。

◎ご利用いただける方

高齢や障がい等により車椅子を必要とし、または、疾病・怪我等で一時的に車椅子等を必要とし、福祉車両を使用しなければ移動や外出が困難な方

◎運転者として認められる方

ご利用される方の親族またはボランティア等で、車両および昇降における機械操作に責任が負え、かつ、3年以上の運転経験を有し、6カ月以内に交通違反等の罰則のない方です。

(裏面につづきます)

(前面 福祉車両貸出サービスご利用方法 続き)

◎ご利用いただける期間

原則、1泊2日を限度とし、貸出・返却時間は8時30分から17時30分の間です。但し、土日祭日利用、早朝利用の場合は、利用日前後の延長利用が可能です。利用回数は、原則、年12回までとさせていただきます。

◎利用料

利用料は無料です。(但し、燃料代・有料道路代・駐車場代等の実費は個人の負担となります。)

◎貸出車両

貸出しする車両は、ダイハツハイゼット(軽3人乗り)またはスズキエブリイ(軽4人乗り)のいずれかになります。

◎利用申請

お申し込みは、原則、利用日の7日前までに、所定の利用申込書及び誓約書に必要事項を記入し提出いただきます。

申込書等の書類は、木曾町社協本所(日義公民館2F)にあります。

お申し込みには、申請者及び運転者の印鑑と運転者の免許証の写しが必要になります。

◎その他

運転者が利用される方の親族以外の場合は、社協が指定するボランティア保険に加入頂きます。(実費負担をお願いします。)

その他、ご不明な点は木曾町社協(☎26-1116)までお問い合わせください。

事業所紹介 就労継続支援B型事業所 「みやまの家」

写真は自主製品です

今までに掲載しました就労継続支援B型事業所「太陽の家」「ともえの家」に引き続き、今回は「みやまの家」の活動についてご紹介します。これらの3事業所は、いずれも町の直営による小規模作業所でしたが、障害者総合支援法の下、平成22年度より町からの指定管理を受けて社協が運営を担い、現在に至ります。

以来、基幹的な事業所である「みやまの家」では、清掃業務以外にも、木工製品や製菓などの製造販売などに取り組んでいて、その業務は多岐に渡っています。これらの業務は、比較的専門性の高い技術や経験を要する業務でもあるため、技術指導や従事者の育成に重点を置いているのも特色です。また、業務を通じて得た技術を足掛かりにして、一般就労にステップアップしていく利用者へのサポートも大切にしながら活動しています。



みやまの家(木曾町新開 2136 番地) ☎0264 (22) 2452

★★★心配ごと相談所開催のお知らせ★★★

日時：令和4年3月9日(水) 13:00~16:00まで

場所：木曾郡民会館

主な相談内容：法律相談(弁護士)・心配ごと相談(三岳地区民生委員)・行政相談・人権相談

◎法律に関する相談については、予約が必要となります。

法律に関する相談を希望される方は、3月8日(火)までに、お申し込みください。

また、木曾町社協では、松本弁護士会をはじめ、民生委員、行政相談委員、人権擁護委員、まいさぽ木曾と連携しながら、相談所以外でも相談を受け付けます。